兵庫県公報

平成28年12月21日 水曜日 号 外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

企業庁管理規程 ○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	^°>` 1
病院局管理規程 ○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1
人事委員会規則 ○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	16
人事委員会告示 ○ 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程 ····································	30

公布された法令のあらまし

●職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会規則第12号)

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、所要の改正を行うこととした。

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。 平成28年12月21日

兵庫県公営企業管理者 石 井 孝 -

兵庫県企業庁管理規程第6号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。 第6条の2第3項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

第6条の3第1項第1号中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の40」に、「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の企業職員の給与に関する規程(以下「改正後の管理規程」という。)第6条の2第3項及び第6条の3第1項の規定は、平成28年6月1日から適用する。
 - (期末手当及び勤勉手当の内払)
- 2 改正後の管理規程の規定を適用する場合においては、改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の管理規程の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。 平成28年12月21日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第10号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。 第2条第4項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420, 000
3	471,000
4	532, 000
5	607, 000
6	709, 000
7	829, 000

第8条第1項を次のように改める。

条例第5条第1項の管理規程で定める職員は、医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員でその職務の 級が4級であるものとする。

第8条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 扶養手当の月額は、条例第5条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに掲げる扶養親族については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものにあっては3,500円)とし、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

第9条第2項第1号中「100分の8.75」を「100分の9.25」に改め、同項第2号中「100分の5.75」を「100分の6.25」に改め、同項第3号中「100分の3.75」を「100分の4.25」に改める。

第11条第1項第1号中「367,600円」を「368,000円」に改め、同項第2号中「50,500円」を「50,600円」に 改める。

第40条第1項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

第42条第1項第1号中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の40」に、「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

附則に次の1項を加える。

(地域手当の特例)

18 平成28年度における地域手当の月額に係る第9条第2項及び第4項の規定の適用については、同条第2項中「当該各号に定める割合」とあるのは「当該各号に定める割合に100分の0.3を加算した割合」と、同条第4項中「第2項各号に定める割合」とあるのは「第2項各号に定める割合に100分の0.3を加算した割合」と、「第2項各号又は」とあるのは「第2項各号に定める割合に100分の0.3を加算した割合又は」と、同項第1号中「定める割合」とあるのは「定める割合に100分の0.3を加算した割合」とする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の	職務の級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
区分	号給	給料月額									
	4	円 141 600	円 101 700	円	円	円	円 217 700	円 201 202	円	円	円 500,000
	1 2	141, 600 142, 700	191, 700 193, 500	221, 200 223, 100	261, 100 263, 000	287, 100 289, 300	317, 700 319, 900	361, 800 364, 400	407, 300 409, 700	457, 600 460, 700	520, 900 523, 800
	3	142, 700	195, 300	224, 700	264, 800	291, 600	322, 200	366, 900	412, 200	463, 700	526, 900
	4	145, 000	197, 100	226, 300	266, 900	293, 700	324, 400	369, 500	414, 600	466, 700	530, 000
	5	146, 100	198, 700	227, 900	268, 700	295, 700	326, 600	371, 500	416, 500	469, 700	533, 100
	6	147, 200	200, 500	229, 500	270, 600	298, 000	328, 600	374, 000	418, 800	472, 700	535, 400
	7	148, 300	202, 300	231,000	272, 500	300, 300	330, 800	376, 300	420, 900	475, 700	537, 900
	8	149, 400	204, 100	232, 600	274, 600	302, 500	333, 000	378, 800	423, 100	478, 800	540, 300
	9	150, 500	205, 800	234, 100	276, 700	304, 600	335, 100	381, 300	425, 100	481, 500	542, 700
	10	151, 900	207, 600	235, 800	278, 700	306, 900	337, 300	384, 000	427, 200	484, 600	544, 500
	11	153, 200	209, 400	237, 300	280, 800	309, 100	339, 400	386, 600	429, 300	487, 600	546, 300
	12	154, 500	211, 200	238, 900	282, 800	311, 400	341, 600	389, 300	431, 400	490, 700	548, 200
	13	155, 800	212, 600	240, 300	284, 800	313, 500	343, 500	391, 700	433, 100	493, 400	549, 900
	14	157, 300	214, 400	241, 800	286, 900	315, 600	345, 500	394, 000	434, 900	495, 700 498, 000	551, 300 552, 600
	15 16	158, 800 160, 400	216, 100 217, 900	243, 400 244, 800	288, 900 290, 900	317, 800 319, 900	347, 600 349, 600	396, 200 398, 600	436, 900 438, 900	500, 300	553, 700
		·			· ·	322, 000	-	·	·	· ·	555, 000
	17 18	161, 700 163, 200	219, 600 221, 300	246, 300 247, 800	292, 900 294, 900	324, 000	351, 400 353, 400	400, 400 402, 400	440, 800 442, 600	502, 400 503, 800	556, 000
	19	164, 700	222, 900	249, 100	297, 000	324, 000	355, 200	404, 300	444, 400	505, 300	556, 900
	20	166, 200	224, 500	250, 500	299, 000	328, 100	357, 100	406, 100	446, 100	506, 700	557, 80
	21	167, 600	226,000	252, 000	301,000	330, 000	359, 100	408,000	447, 900	507, 900	558, 70
	22	170, 300	227, 700	253, 700	303, 100	332, 100	361, 000	409, 800	449, 400	509, 300	000, 10
	23	172, 900	229, 300	255, 400	305, 100	334, 100	363, 000	411,600	450, 800	510, 800	
	24	175, 500	230, 900	257, 200	307, 200	336, 200	364, 900	413, 500	452, 300	512, 300	
	25	178, 200	232, 200	258, 800	309, 000	337, 700	366, 900	415, 300	453, 700	513, 400	
再	26	179, 900	233, 700	260, 600	311, 100	339, 600	368, 800	416, 800	455, 000	514, 500	
任	27	181, 600	235, 100	262, 300	313, 200	341, 500	370, 800	418, 300	456, 300	515, 700	
用	28	183, 300	236, 400	264, 000	315, 200	343, 400	372, 800	419, 900	457, 500	516, 900	
職員	29	184, 800	237, 700	266, 000	317, 100	345, 100	374, 300	421, 500	458, 500	517, 900	
以	30	186, 600	238, 900	267, 900	319, 100	347, 000	376, 100	422, 800	459, 200	518, 800	
外	31	188, 400	239, 900	269, 700	321, 200	348, 900	377, 900	424, 100	460, 000	519, 700	
の職	32	190, 100	241, 100	271, 500	323, 300	350, 700	379, 500	425, 300	460, 700	520, 600	
員	33 34	191, 700 193, 200	242, 400 243, 600	273, 200 275, 100	324, 700 326, 700	352, 600 354, 400	381, 300 382, 700	426, 500 427, 800	461, 400 462, 200	521, 400 522, 300	
	35	193, 200	244, 800	275, 100	328, 600	354, 400	384, 200	427, 800	462, 200	522, 300	
	36	196, 200	246, 100	278, 700	330, 700	357, 900	385, 800	430, 300	463, 500	523, 500	
	37	197, 500	247, 000	280, 400	332, 600	359, 300	387, 200	431, 500	464, 000	524, 200	
	38	198, 800	248, 400	282, 300	334, 500	360, 600	388, 400	432, 300	464, 600	524, 800	
	39	200, 100	249, 800	284, 100		362,000	389, 600	433, 100	465, 200	525, 600	
	40	201, 400	251, 300	286, 000	338, 400	363, 400	390, 700	433, 900	465,800	526, 200	
	41	202, 700	252, 700	287, 600	340, 300	364, 700	391,800	434, 500	466, 300	526, 700	
	42	204, 000	254, 100	289, 300	342, 200	365, 600	393, 000	435,200	466, 800	527, 300	
	43	205, 300	255, 500	291, 100	344, 000	366, 700	394, 200	435, 900	467, 200	528, 100	
	44	206, 600	256, 800	292, 900	345, 900	367, 800	395, 300	436, 600	467, 500	528, 700	
	45	207, 800	258, 000	294, 600	347, 400	368, 600	396, 000	437, 400	467, 800	529, 200	
	46	209, 100	259, 300	296, 300	348, 800	369, 500	396, 700	438, 200	468, 300		
	47 48	210, 400 211, 700	260, 700 262, 000	297, 900 299, 500	350, 300 351, 800	370, 400 371, 300	397, 400 398, 100	438, 600 439, 300	468, 700 469, 000		
		212, 800	263, 300	301, 200	353, 400	372, 200	398, 700	439, 800	469, 300		
	49 50	212, 800	264, 400	301, 200	354, 200	372, 200	398, 700	440, 200	409, 500		
	51	214, 900	265, 700	304, 500	355, 400	373, 800	399, 800	440, 600			
	52	216, 000	267, 000	306, 200	356, 400	374, 600	400, 200	441, 000			
	53	217, 100	268,000	307, 300	357, 300	375, 300	400,600	441, 400			
	54	218, 100	269, 100	308, 800	358, 400	376, 000	400, 900	441, 800			
	55	219, 000	270, 400	310, 300	359, 300	376, 700	401, 200	442, 200			
	56	220, 000	271, 700	311, 900	360, 400	377, 400	401, 500	442, 500			
	57	220, 600	272, 800	313, 500	361, 300	377, 900	401,800	442, 800			
	58	221, 500	273, 800	315, 100	362,000	378, 500	402, 100	443, 200			
	59	222, 300	274, 800	316, 700	362, 700	379, 100	402, 400	443, 500			
	60	223, 200	275, 900	318, 200	363, 400	379, 800	402, 700	443, 800			

	61	223, 900	277, 100	319, 700	363, 800	380, 200	403, 000	444, 100			
	62	224, 900	278, 100	320, 900	364, 400	380, 900	403, 300	444, 500			
	63	225, 700	279,000	322, 100	365, 100	381, 500	403,600	444, 800			
	64	226, 600	280,000	323, 300	365, 800	382, 100	403, 900	445, 100			
	65	227, 300	280, 700	324,000	366, 100	382, 500	404, 200	445, 400			
	66	228, 100	281,600	324, 900	366, 800	383, 100	404, 500	ŕ			
	67	229, 000	282, 300	325, 700	367, 500	383, 700	404, 800				
	68	230, 100	283, 200	326, 500	368, 200	384, 300	405, 100				
	69	230, 800	284, 200	327, 400	368, 500	384, 700	405, 300				
	70	231, 500	285, 000	327, 800	369, 100	385, 200	405, 600				
	71	232, 100	285, 800	328, 500	369, 800	385, 700	405, 900				
	72	232, 900	286, 600	329, 300	370, 400	386, 300	406, 200				
	73	233, 700	287, 400	330, 100	370, 700	386, 600	406, 400				
	74	234, 400	287, 400	330, 800	370, 700	387, 000	406, 700				
	75	235, 100	288, 300	331, 500	372, 000	387, 400	407, 000				
	76	235, 700	288, 800	332, 200	372, 600	387, 800	407, 200				
	77	236, 400	288, 900	332, 700	373, 000	388, 100	407, 400 407, 700				
	78 70	237, 200	289, 300	333, 300	373, 500	388, 400	,				
	79	238, 000	289, 500	333, 800	374, 100	388, 700 389, 000	408, 000				
	80	238, 700	289, 900	334, 400	374, 600		408, 200				
	81	239, 400	290, 100	334, 700	375, 100	389, 200	408, 400				
	82	240, 100	290, 300	335, 200	375, 700	389, 500	408, 700				
	83	240, 800	290, 700	335, 600	376, 200	389, 800	409, 000				
	84	241, 500	291, 000	336, 100	376, 500	390, 000	409, 200				
	85	242, 100	291, 300	336, 500	376, 900	390, 200	409, 400				
	86	242, 800	291,600	337, 000	377,400	390, 500					
	87	243, 500	291, 900	337, 500	377, 800	390, 800					
	88	244, 200	292, 300	338, 000	378, 200	391, 000					
	89	244, 900	292,600	338, 300	378,600	391, 200					
	90	245, 400		338, 700	379, 100	391, 500					
	91	245, 800		339, 200	379, 500	391,800					
	92	246, 300		339, 600	379, 900	392,000					
	93	246, 600		339, 900	380, 200	392, 200					
	94			340, 300	,	,					
	95			340, 800							
	96			341, 200							
	97			341, 400							
	98			341, 800							
	99			342, 300							
	100			342, 700							
	101			342, 800							
	101			342, 800							
	103			343, 700							
	104			344, 000							
	105			344, 300							
	105			344, 300							
	106			344, 700							
	107			345, 100							
	109			346, 000							
	110			346, 400							
	111			346, 800							
	112			347, 200							
	113			347, 700							
	114			348, 100							
	115			348, 400							
	116			348, 700							
	117			349, 200							
再任用		186, 900	214, 400	254, 400	273, 800	288, 900	314, 300	356,000	389, 100	440, 200	520, 6

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第2条関係)

医師・歯科医師職給料表

厳員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	,	円 245 222	円	円 205 500	470.66
	1	245, 200	330, 500	395, 500	470, 60
	2 3	247, 700	333, 500	398, 400	472, 90
	4	250, 200 252, 700	336, 400 339, 400	401, 300 404, 100	475, 10 477, 40
			·	·	
	5	255, 000	342, 100	406, 800	479, 70
	6	258, 800	345, 400	409, 500	481, 90
	7 8	262, 600	348, 500	412, 300	484, 10
		266, 400	351, 600	415, 000	486, 30
	9	270, 000	354, 500	417, 500	488, 30
	10	274, 000	357, 400	420, 200	490, 40
	11 12	278, 000	360, 500	422, 900	492, 50
		282, 000	363, 700	425, 600	494, 60
	13	285, 800	366, 700	428, 000	496, 70
	14	289, 800	370, 300	430, 500	498, 80
	15	293, 700	373, 500	432, 900	500, 90
	16	297, 600	377, 200	435, 400	503, 00
	17	301, 400	380, 800	437, 600	505, 10
再	18	305, 000	383, 500	440, 000	507, 10
任	19	308, 500	386, 300	442, 400	509, 10
用 職	20	312, 100	389, 000	444, 800	511, 10
員	21	315, 700	391, 900	446, 600	512, 90
以	22	319, 400	394, 500	449, 000	514, 70
外	23	322, 900	397, 100	451, 400	516, 60
の 職	24	326, 400	399, 500	453, 700	518, 50
員	25	329, 900	401, 800	455, 800	520, 20
	26	332, 700	404, 100	458, 100	522, 0
	27	335, 300	406, 400	460, 300	523, 80
	28	337, 900	408, 700	462, 600	525, 60
	29	340, 700	411,000	464, 800	527, 4
	30	342, 800	413, 100	467, 100	529, 20
	31	345, 000	415, 100	469, 400	531, 0
	32	347, 400	417, 200	471, 600	532, 80
	33	349, 700	419, 300	473, 600	534, 40
	34	352, 100	421, 200	475, 700	536, 20
	35	354, 300	423, 200	477, 800	537, 9
	36	356, 800	425, 200	479, 900	539, 70
	37	359, 200	427, 200	482, 000	541, 30
	38	361, 600	429, 200	483, 800	542, 9
	39	364, 000	431, 200	485, 600	544, 3
	40	366, 200	433, 200	487, 400	545, 90
	41	368, 500	435, 100	489, 100	547, 40
	42	369, 900	436, 900	490, 900	548, 80
	43	371, 400	438, 600	492, 700	550, 20
	44	372, 800	440, 400	494, 500	551, 50
	45	374, 300	442, 300	496, 100	552, 70
	46	375, 700	444, 100	497, 800	553, 70
	47	377, 200	445, 900	499, 600	554, 70
	48	378, 700	447, 600	501, 400	555, 70
	49	379, 900	449, 400	503, 000	556, 70
	50	380, 900	451, 100	504, 300	557, 60
	51	381, 900	452, 900 454, 700	505, 600	558, 50 550, 40
	52	382, 800	454, 700	506, 900	559, 40
	53	383, 800	456, 600	508, 100	560, 20
	54	384, 700	457, 800	509, 400	561, 10
	55	385, 600	459, 000	510, 700	562, 0
	56	386, 500	460, 200	512, 000	562, 9
		i i			
	57	387, 400	461, 400	513, 000	563, 80
	58	388, 300	462, 400	513, 800	564, 70
	59	389, 100	463, 400	514, 600	565, 60
	60	389, 900	464, 400	515, 400	566, 30

再任用 職 員		295, 400	337, 800	392, 200	465, 2
	85		479, 600		
	84		479, 200		
	83		478, 700		
	82		478, 200		
	81		477, 700	533, 300	
	80		477, 100	532, 500	
	79		476, 600	531, 600	
	78		476, 000	530, 700	
	77		475, 400	529, 800	
	76		475, 000	529, 000	
	75		474, 300	528, 300	
	74		473, 600	527, 400	
	73		473, 000	526, 500	578, 0
	72		472, 600	525, 700	577, 1
	71		471, 900	524, 800	576, 2
	70		471, 200	523, 900	575, 3
	69		470, 500	523, 100	574, 4
	68		470, 100	522, 200	573, 5
	67		469, 400	521, 300	572, 6
	66		468, 700	520, 600	571, 7
	65	392, 300	468, 000	519, 700	570, 8
	64	392, 000	467, 300	518, 800	569, 9
	63	391, 500	466, 600	518, 000	569, 0
	62	391, 100	465, 900	517, 100	568, 1
	61	390, 600	465, 200	516, 300	567, 2

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第2条関係)

看 護 職 給 料 表

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 160, 100	円 187, 600	円 236, 000	円 258, 900	円 284, 100	円 328, 800	373, 30
	1 2	161, 500	189, 700	237, 800	259, 900	285, 900	330, 900	375, 90
	3	163, 000	191, 800	239, 600	260, 800	287, 700	333, 000	378, 60
	4	164, 400	193, 800	241, 400	261, 900	289, 600	335, 200	381, 20
					•			
	5	165, 900	195, 900	242, 800	262, 700	291, 400	337, 300	383, 40
	6	167, 400	198, 200	244, 100	263, 700	293, 200	339, 400	385, 80
	7	168, 900	200, 500	245, 300	264, 500	295, 100	341,600	388, 10
	8	170, 400	202, 800	246, 600	265, 500	296, 900	343, 700	390, 40
	9	171, 700	205, 200	247, 700	266, 600	298, 800	345, 300	392, 40
	10	173, 400	206, 600	248, 800	267, 400	300, 700	347, 300	394, 50
	11	175, 000	208, 000	249, 700	268, 500	302, 500	349, 200	396, 70
	12	176, 600	209, 400	250, 600	269, 700	304, 400	351, 200	399,00
	13	178, 100	210, 800	251, 900	271,000	306, 100	353, 200	400, 90
	14	180, 100	212, 300	253, 000	272, 300	307, 700	355, 300	402, 90
	15	182, 100	213, 800	253, 800	273, 500	309, 500	357, 400	405, 10
	16	184, 100	215,000	254, 800	275, 000	311, 300	359, 400	407, 30
	17	186, 300	216, 400	255, 600	276, 300	313, 100	361, 400	409, 30
	18	188, 400	217, 900	256, 500	277, 700	314, 700	363, 400	411, 50
	19	190, 500	219, 400	257, 500	278, 900	316, 400	365, 500	413, 70
	20	192, 600	220, 900	258, 400	280, 300	318, 100	367, 600	415, 80
				·				
	21	194, 700	222, 300	259, 300	281, 900	319, 600	369, 300	417, 70
	22	196, 900	224, 000	260, 300	283, 500	321, 100	371, 400	419, 60
	23	199, 100	225, 700	261, 200	285, 000	322, 700	373, 500	421, 40
	24	201, 300	227, 400	262, 200	286, 400	324, 200	375, 500	423, 30
	25	203, 300	228, 800	263, 400	287, 700	325, 800	377, 500	425, 00
	26	204, 600	230, 500	264, 700	289, 500	327, 200	379, 100	426, 60
	27	205, 900	232, 200	265, 900	291, 300	328, 700	381,000	428, 30
	28	207, 200	233, 900	267, 200	293, 000	330, 300	382, 900	429, 90
	29	208, 400	235, 500	268, 400	294, 600	331, 600	384, 700	431, 20
	30	209, 600	236, 900	269, 900	296, 200	333, 100	386, 400	432, 50
	31	210, 900	238, 200	271, 500	297, 800	334, 500	388, 300	434, 10
	32	212, 100	239, 300	272, 900	299, 500	336, 000	390, 100	435, 60
	33	213, 400	240, 600	274, 500	300, 900	337, 600	391, 800	437, 30
	34	214, 700	241, 700	274, 300	302, 400	339, 100	393, 500	437, 30
	35	214, 700	242, 600	277, 300	304, 000	340, 700	395, 300	440, 30
	36	217, 300	243, 700	277, 300	305, 600	342, 200	397, 000	440, 30
		·			•			
	37	218, 700	244, 800	280, 200	307, 100	343, 900	398, 600	442, 80
	38	220, 100	245, 900	281, 600	308, 500	345, 500	400, 300	444, 10
	39	221, 400	246, 800	283, 100	310, 000	347, 000	402, 100	445, 40
	40	222, 800	247, 900	284, 500	311, 600	348, 600	403, 900	446, 80
	41	223, 800	248, 600	286, 100	313, 200	349, 800	405, 400	447, 80
	42	225, 200	249, 500	287, 600	314, 600	351, 300	406, 900	448, 50
	43	226, 600	250, 400	289, 100	316, 000	352, 800	408, 400	449, 30
	44	228, 000	251, 300	290, 700	317, 500	354, 200	409, 700	449, 90
	45	229, 200	252, 100	292, 000	318, 500	355, 800	410, 800	450, 80
	46	230, 600	253, 100	293, 400	319, 900	356, 800	411, 900	451, 50
	47	231, 900	254, 000	294, 900	321, 300	358, 300	413, 000	452, 30
	48	233, 200	255, 000	296, 400	322, 800	359, 600	414, 200	453, 10
	49 50	234, 300 235, 400	256, 000 257, 200	297, 700 299, 000	323, 900 325, 300	361, 000 362, 400	415, 500 416, 600	453, 80 454, 50
	51	236, 400	257, 200 258, 400	300, 300	326, 600	363, 700	417, 800	454, 30
	52	237, 500	259, 600	301, 700	327, 900	365, 100	418, 900	456, 00
	53	238, 600	260, 700	303, 200	329, 300	366, 600	420, 100	456, 80
	54	239, 700	262, 200	304, 500	330, 700	367, 800	421, 100	457, 60
	55	240, 700	263, 600	305, 900	332, 100	368, 900	422, 200	458, 30
	56	241, 700	265, 000	307, 300	333, 400	370, 100	423, 300	459,00
	57	242,600	266, 600	308, 300	334, 300	371, 200	424, 400	459, 80
	58	243, 600	268, 200	309, 500	335, 600	372, 100	424, 900	
	59	244, 300	269, 700	310, 700	336, 800	373, 100	425, 500	
		•			•	374, 100	425, 900	

	61 62	246, 200 247, 200	272, 600 274, 100	313, 200 314, 500	339, 200 340, 100	374, 700 375, 500	426, 500 427, 000	
ļ	63	248, 000	274, 100	314, 500	341, 300	376, 300	427, 400	
ļ	64	249, 000	276, 900	317, 000	342, 600	377, 100	427, 900	
ļ	65	249, 900	278, 500	318, 300	343, 700	377, 800	428, 500	
ļ	66	250, 900	280, 000	319, 600	344, 900	378, 500	428, 900	
ļ	67	252,000	281, 500	320, 900	346, 100	379, 300	429, 200	
ļ	68	252, 900	283, 000	322, 200	347, 200	380, 000	429, 500	
ļ	69	253, 700	284, 100	322, 900	348, 200	380, 600	429, 900	
ļ	70	254, 800	285, 600	324, 000	349, 200	381, 200		
再	71 72	255, 900 257, 100	287, 100 288, 500	325, 100 326, 000	350, 300 351, 400	381, 900 382, 500		
任		257, 100			·			
用	73 74	258, 500 259, 800	289, 700 291, 100	327, 300 328, 000	352, 200 353, 300	383, 200 383, 700		
職員	74 75	259, 800 261, 100	291, 100 292, 400	328, 000 329, 100	353, 300 354, 400	383, 700 384, 300		
以	76	262, 300	293, 700	330, 300	355, 500	384, 800		
外	77	263, 300	295, 200	331, 400	356, 200	385, 200		
の職	78	264, 400	296, 500	332, 600	357, 000	385, 800		
員	79	265, 700	297, 700	333, 700	357, 800	386, 300		
ļ	80	266, 900	299, 000	334, 900	358, 500	386, 600		
ļ	81	268, 000	299, 700	336, 000	359, 100	386, 900		
ļ	82	269, 000	300, 900	337, 100	359, 600	387, 400		
ļ	83	270, 100	302, 000	338, 100	360, 200 360, 700	387, 800		
ļ	84	271, 200	303, 200	339, 200	360, 700	388, 100		
ļ	85 86	272, 000	304, 300	340, 100	361, 300	388, 400		
ļ	86 87	272, 900 274, 000	305, 500 306, 700	341, 100 342, 000	361, 800 362, 400	388, 900 389, 400		
ļ	87 88	274, 000 275, 100	306, 700	342, 000 343, 000	362, 400 362, 900	389, 400 389, 800		
ļ	89	276, 100	307, 800	344, 000	363, 300	390, 100		
ļ	90	276, 100	310, 300	344, 800	363, 700	390, 100		
ļ	91	277, 900	311, 500	345, 600	364, 300	391, 000		
ļ	92	278, 900	312, 700	346, 400	364, 800	391, 400		
ļ	93	279, 900	313, 500	347, 000	365, 100	391, 800		
ļ	93	280, 900	313, 500	347, 600	365, 100 365, 600	391, 800		
ļ	94 95	280, 900	314, 200	347, 600	366, 000	392, 200 392, 700		
ļ	95 96	281, 800 282, 800	314, 900 315, 500	348, 300 348, 900	366, 000 366, 300			
ļ					·	393, 100		
ļ	97	283, 600	316, 200	349, 300	366, 900 367, 400	393, 500		
ļ	98	284, 400	316, 500	349, 700	367, 400	393, 900		
ļ	99	285, 000	317, 100	350, 200	367, 900 368, 400	394, 400		
ļ	100	285, 900	317, 800	350, 600	368, 400	394, 800		
ļ	101	286, 700	318, 200	351, 100	369, 000	395, 200		
ļ	102	287, 500	318, 800	351, 500	369, 500	395, 600		
ļ	103	288, 300	319, 400	352, 000	370, 000	396, 100		
ļ	104	289, 100	320, 000	352, 400	370, 400	396, 500		
ļ	105	289, 800	320, 400	352, 700	371,000	396, 900		
ļ	106	290, 300	320, 900	353, 200	371, 500	· 1		
ļ	107	290, 800	321, 400	353, 600	372, 000	I		
ļ	108	291, 300	321, 900	353, 900	372, 500	I		
ļ	109		322, 300	354, 400	373, 100	1		
ļ	110	291, 500 291, 800	322, 300 322, 700	354, 400 354, 900	373, 100 373, 500	I		
ļ	110	291, 800	322, 700	354, 900 355, 400	373, 500	I		
ļ						I		
ļ	112	292, 400	323, 300	355, 900	374, 500	I		
ļ	113	292, 700	323, 700	356, 400	375, 100	I		
ļ	114	292, 900	324, 100	356, 900	375, 500	I		
ļ	115	293, 300	324, 500	357, 400	376, 000	I		
ļ	116	293, 600	324, 800	357, 800	376, 500	I		
ļ	117	293, 900	325, 000	358, 200	377, 100	I		
ļ	118	294, 200	325, 300	358, 600	377, 500	I		
ļ	119	294, 500	325, 700	359, 100	378, 000	I		
ļ	120	294, 900	325, 900	359, 600	378, 500	Ī		
ļ	121	295, 200	326, 100	360, 000	379, 100	Ī		
ļ	121	295, 600	326, 400	360, 500	379, 100	I		
ļ	123	295, 900	326, 700	361, 000	380, 000	Ī		
ļ	124	296, 300	327, 000	361, 500	380, 500	Ī		
ļ	125	296, 500	327, 200	361, 800	381, 100	1		
ļ	125 126	296, 500 296, 700	327, 200 327, 500	361, 800 362, 300	381, 100 381, 500	İ		
,	120	400,	021, 00°I	302,000	001,000	I	I	

105	007.000	007 000	1		ĺ	1	
127	297, 000	327, 900	362, 800	382, 000			
128	297, 400	328, 100	363, 300	382, 500			
129	297, 600	328, 200	363, 600	383, 100			
130	297, 900	328, 500	364, 100	383, 500			
131	298, 300	328, 900	364, 600	384, 000			
132	298, 700	329, 100	365, 100	384, 500			
133	298, 900	329, 400	365, 400	385, 100			
134	299, 200	329, 800	365, 900	385, 500			
135	299, 600	330, 200	366, 400	386, 000			
136	299, 900	330, 600	366, 900	386, 500			
137	300, 100	330, 900	367, 200	387, 100			
137	300, 400	331, 300	367, 200	387, 100			
139	300, 400	331, 700					
140	301, 100	332, 100					
141	301, 300	332, 400					
142	301, 700	332, 800					
143	302, 100	333, 100					
144	302, 400	333, 500					
145	302, 500	333, 800					
146	302, 800	334, 200					
147	303, 100	334, 600					
148	303, 500	335, 000					
149	303, 700	335, 300					
150	303, 900	335, 700					
151	304, 200	336, 100					
152	304, 500	336, 500					
153	304, 900	336, 800					
154	305, 100	337, 200					
155	305, 300	337, 600					
156	305, 600	338, 000					
157	305, 900	338, 300					
158	306, 200	338, 700					
159	306, 500	339, 100					
160	306, 800	339, 500					
161	307, 200	339, 800					
162	307, 500	340, 200					
163	307, 800	340, 600					
164	308, 100	341,000					
165	308, 500	341, 300					
166	308, 800	011,000					
167	309, 100						
168	309, 400						
169	309, 800						
170	310, 100						
171	310, 400						
172	310, 700						
173	311, 100						
174	311, 400						
175	311, 700						
176	312,000						
177	312, 400						
再任用	234, 300	254, 600	261, 800	272, 000	288, 300	325, 400	369,

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第2条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

職員の区分	号給	給料月額
	1	_
	2	_
	3	_
	4	_
	5	_
	6	_
	7	_
	8	_
	9	127, 900
	10	128, 800
	11	129, 800
	12	130, 700
	13	131, 700
	14	132, 700
	15	133, 700
	16	134, 700
	17	135, 500
	18	136, 500
	19	137, 500
	20	138, 600
	21	139, 400
	22	
		140, 400 141, 400
	23	
	24	142, 400
	25	143, 500
	26	144, 700
	27	145, 900
	28	147, 100
	29	148, 200
	30	149, 400
	31	150, 600
	32	151, 800
	33	153, 000
	34	154, 500
	35	156, 000
	36	157, 500
	37	158, 900
	38	160, 400
	39	161, 900
	40	163, 400
	41	164, 900
	42	166, 700
	43	168, 500
	44	170, 300
	45	172, 100
	46	173, 800
	47	175, 500
	48	177, 200
	49	179, 200
	50	180, 700
	51	182, 200
	52	183, 700
	53	185, 000
	54	186, 500
	55	187, 900
	56	189, 300
	50 57	190, 700
	57 58	190, 700
	59	193, 200

		1	
	61	195, 500	
	62	196, 600	
	63	197, 700	
	64	198, 800	
	65	199, 900	
	66	201, 000	
	67	202, 000	
	68	203, 000	
	69	206, 300	
	70	207, 700	
	71	209, 100	
	72	210, 500	
	73	211, 900	
	74	213, 500	
	75	215, 100	
	76	216, 500	
再任用職員	77	217, 800	
以外の職員	78	219, 300	
I	79	220, 800	
I	80	222, 100	
I	81	223, 100	
I	82	223, 900	
	83	224, 800	
	84	225, 800	
Ī	85	226, 700	
Ī	86	228, 200	
	87	229, 500	
	88	230, 600	
	89	232, 100	
	90	234, 700	
	91	237, 100	
	92	239, 600	
	93	248, 200	
	94	249, 400	
	95	250, 500	
	96	251, 700	
	97	252, 600	
	98	253, 900	
	99	255, 000	
	100	256, 200	
	101	257, 300	
	102	258, 400	
	103	259, 600	
I	104	260, 800	
	105	261, 800	
	106	262, 900	
	107	263, 900	
I			
I	108	264, 900	
I	109	266, 000	
	110	267, 200	
	111	268, 300	
I			
I	112	269, 200	
	113	270, 200	
I	114	271, 300	
I	115	272, 400	
	116	273, 400	
	117	274, 400	
	118	275, 500	
	119	276, 600	
	120	277, 700	
	121	278, 600	
	122	279, 700	
	123	280, 700	
	124		
		281, 700	
I	125	282, 600	
I	126	283, 500	
· ·	-	·	

I	127	284, 500
	128	285, 600
	129	286, 300
	130	287, 200
		288, 100
	131	
	132	289, 000
	133	289, 800
	134	290, 800
	135	291, 800
	136	292, 700
	137	293, 400
	138	294, 300
	139	295, 200
	140	296, 100
	141	296, 800
	142	297, 400
	143	298, 100
	144	298, 900
	145	299, 500
	146	300, 300
	147	301, 000
	148	301, 700
	149	302, 400
	150	303, 100
	151	303, 900
	152	304, 600
	153	305, 200
	154	305, 900
	155	306, 600
	156	307, 300
	157	307, 800
	158	308, 300
	159	308, 900
	160	309, 500
	161	310, 100
	162	310, 500
	163	311,000
	164	311, 500
	165	311, 800
	166	312, 300
	167	312, 800
	168	313, 200
	169	313, 400
	170	313, 700
	171	314, 000
	172	314, 300
	173	314, 600
	174	314, 900
	175	315, 200
	176	
		315, 500
再任用職員	177	315, 700 243, 200
廿廿川啾貝	<u> </u>	440, 400

職員の区分	号給	給料月額
	901	円
	201 202	262, 900 264, 800
	202	266, 600
	204	268, 400
	205	270, 200
	206 207	272, 100 273, 900
	207	275, 900 275, 700
	209	277, 500
	210	279, 400
	211	281, 200
	212 213	283, 000 284, 800
	214	286, 600
	215	288, 300
	216	290, 100
	217	291, 800
	218 219	293, 600 295, 300
	220	297, 100
	221	298,600
	222	300, 300
	223 224	301, 900 303, 400
	225	305, 400
	226	306, 600
	227	308, 300
	228	310, 000
	229 230	311, 200 312, 600
	231	314, 000
	232	315, 500
	233	316,800
	234	318, 300
	235 236	319, 700 321, 100
	237	322, 700
	238	323, 900
	239	325, 200
	240	326, 400
	241 242	327, 500 328, 400
	242	329, 500
	244	330,600
	245	331,700
	246	332, 800
	247 248	333, 800 334, 800
	249	335, 800
	250	336, 800
	251	337, 800
	252	338, 800
	253 254	339, 700 340, 700
	255	341, 700
	256	342, 700
	257	343,600
	258	344, 500
	259 260	345, 400 346, 200
	260	346, 200 347, 000
	262	347, 800
	263	348,600
	264	349, 300

	265	350,000
	266	351,600
	267	353,000
	268	354, 400
	269	355, 700
	270	356, 200
	271	356, 700
	272	357, 200
	273	357, 600
	274	358, 100
	275	358, 600
	276	359, 100
	277	359, 500
再任用職員	278	360,000
以外の職員	279	360, 500
	280	361,000
	281	361, 400
	282	
	283	361, 900 362, 400
	284	362, 900
	285	363, 300
	286	363, 800
	287	364, 300
	288	364, 800
	289	365, 200
	290	365, 700
	291	366, 200
	292	366, 700
	293	367, 100
	294	367, 600
	295	368, 100
	296	368, 600
	297	369,000
	298	369, 500
	299	370,000
	300	370, 500
	301	370, 900
	302	371, 400
	303	371, 900
	304	372, 400
	305	372, 800
	306	373, 300
	307	373, 800
	308	374, 300
	309	374, 700
再任用職員		243, 200

別表第15(1)の項から(27)の項までを次のように改める。

別表第15(1)の項から(27)の項までを	大のように以る	りる。			
(1) 採用の日から1年間	円 368, 000	円 308, 000	円 250, 600	円 184, 300	万 50,600
(2) (1)の期間が満了する日の翌日 から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	50, 60
(3) (2)の期間が満了する日の翌日 から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	50, 60
(4) (3)の期間が満了する日の翌日 から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	50, 60
(5) (4)の期間が満了する日の翌日 から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	50, 60
(6) (5)の期間が満了する日の翌日 から1年間	368,000	308, 000	250, 600	184, 300	50, 60
(7) (6)の期間が満了する日の翌日 から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	48, 20
(8) (7)の期間が満了する日の翌日 から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	46, 40
(9) (8)の期間が満了する日の翌日 から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	44, 60
(10) (9)の期間が満了する日の翌 日から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	42, 80
(11) (10)の期間が満了する日の翌 日から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	41,00
(12) (11)の期間が満了する日の翌 日から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	39, 20
(13) (12)の期間が満了する日の翌 日から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	37, 40
(14) (13)の期間が満了する日の翌 日から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	35, 60
(15) (14)の期間が満了する日の翌 日から1年間	368,000	308, 000	250, 600	184, 300	34, 20
(16) (15)の期間が満了する日の翌 日から1年間	368,000	308, 000	250, 600	184, 300	32, 80
(17) (16)の期間が満了する日の翌 日から1年間	368,000	308, 000	250, 600	184, 300	31, 40
(18) (17)の期間が満了する日の翌 日から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	30,00
(19) (18)の期間が満了する日の翌 日から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	28, 60
(20) (19)の期間が満了する日の翌 日から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	27, 20
(21) (20)の期間が満了する日の翌 日から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	25, 80
(22) (21)の期間が満了する日の翌 日から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	25, 20
(23) (22)の期間が満了する日の翌 日から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	24, 60
(24) (23)の期間が満了する日の翌 日から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	23, 70
(25) (24)の期間が満了する日の翌 日から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	23, 10
(26) (25)の期間が満了する日の翌 日から1年間	368, 000	308, 000	250, 600	184, 300	22, 50
(27) (26)の期間が満了する日の翌 日から1年間	309, 800	258, 400	202, 700	145, 500	21, 90

附則

(施行期日等)

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、病院事業職員の給与に関する規程(以下「給与規程」 という。)第8条及び附則第6項から第8項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この管理規程(給与規程第8条の改正規定を除く。)による改正後の病院事業職員の給与に関する規程(附 則第5項において「改正後の給与規程」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給等の調整等)

- 3 平成28年4月1日(以下この項において「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給又は給料月額については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 4 前項の規定の適用については、同項に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の病院事業職員の給与に関する規程(次項において「改正前の給与規程」という。)の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

5 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する経過措置)

- 6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規程第8条第2項の規定の適用については、同項中「条例第5条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに掲げる扶養親族については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものにあっては3,500円)とし、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「条例第5条第2項第1号に掲げる扶養親族については10,000円とし、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)とし、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」とする。
- 7 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規程第8条第2項の規定の適用については、同項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものにあっては、3,500円)とし」とあるのは「とし」とする。
- 8 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規程第8条第2項の規定の適用については、同項中「9級」とあるのは「9級以上」とする。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年12月21日

> 兵庫県人事委員会 委員長 太 田 和 成

兵庫県人事委員会規則第12号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。 別表第10の1の款5の項第2号中「独立行政法人水産大学校(」を「国立研究開発法人水産研究・教育機 構水産大学校(旧独立行政法人水産大学校及び」に改め、同款6の項第2号中「大学評価・学位授与機構(」 を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学 位授与機構及び」に改め、同項第10号中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育 機構水産大学校」に改める。

別表第11備考7中「大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。 別表第17の2中

県 立 明 石 城 西 高 等 学 校 明石市大久保町谷八木 1 級 地 警察本部総務部総務課 明石市藤江 1 級 地 取調べ監督室東播・淡路方面分室 を Γ 県 立 明 石 城 西 高 等 学 校 明石市大久保町谷八木 1 級 地 に改める。 第2条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。 別表第17の2中 警察本部刑事部機動捜査隊 明石市大久保町ゆりのき通2丁目 1 級 地 東 播 方 面 を 警察本部刑事部機動捜査隊 明石市大久保町ゆりのき通2丁目 1 級 地 隊 方 播 面 警察本部生活安全部少年育成課 明石市藤江 1 級 地 明石少年サポートセンター

に改める。

第3条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第37条第22項中「100分の77」を「100分の82」に、「100分の160」を「100分の170」に、「100分の97」を「100分の102」に、「100分の200」を「100分の210」に改め、同条第23項中「100分の37.5」を「100分の40」に、「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第19(1)の項から(27)の項までを次のように改める。

		円	円	円	円	円
(1)	採用の日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600
(2)	(1)の期間が満了する日 の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600
(3)	(2)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600
(4)	(3)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600
(5)	(4)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600
(6)	(5)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600
(7)	(6)の期間が満了する日 の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	48,200
(8)	(7)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	46,400
(9)	(8)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	44,600
(10)	(9)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	42,800
(11)	(10)の期間が満了する 日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	41,000
(12)	(11)の期間が満了する 日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	39,200
(13)	(12)の期間が満了する 日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	37,400
(14)	(13)の期間が満了する 日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	35,600
(15)	(14)の期間が満了する 日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	34,200
(16)	(15)の期間が満了する 日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	32,800
(17)	(16)の期間が満了する 日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	31,400
(18)	(17)の期間が満了する 日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	30,000
(19)	(18)の期間が満了する 日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	28,600
(20)	(19)の期間が満了する 日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	27,200
(21)	(20)の期間が満了する 日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	25,800
(22)	(21)の期間が満了する 日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	25,200
(23)	(22)の期間が満了する 日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	24,600
(24)	(23)の期間が満了する 日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	23,700
(25)	(24)の期間が満了する 日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	23,100
(26)	(25)の期間が満了する 日の翌日から1年間	368,000	308,000	250,600	184,300	22,500
(27)	(26)の期間が満了する 日の翌日から1年間	309,800	258,400	202,700	145,500	21,900

別表第20昇格後の号給の欄中

Γ

38 55

37 55

Γ

を

39	55
40	55
41	56
41	56
42	56
42	56
43	57
43	
44	
44	
45	

i .	1
38	55
38	55
39	56
39	56
40	56
40	56
41	57
41	
42	
42	
43	_

に改める。

別表第20の2を次のように改める。 別表第20の2 (第13条関係)

研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けて	昇格後の号給				
いた号給	2級	3級	4級	5級	
1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	
6	1	1	1	1	
7	1	1	1	1	
8	1	1	1	1	
9	1	1	1	1	
10	1	1	1	1	
11	1	1	1	1	
12	1	1	1	1	
13	1	1	1	1	
14	1	1	1	1	
15	1	1	1	1	
16	1	1	1	1	
17	1	1	1	1	
18	1	1	2	1	

I	I	1	1	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	21	14	29	21
47	22	15	30	22
48	22	16	30	22
49	23	17	31	23
50	23	17	31	23
51	24	18	32	24
52	24	18	32	24

53	25	19	33	25
54	26	19	34	25
55	27	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	26
58	29	21	37	26
59	29	22	38	27
60	30	22	38	27
61	30	23	39	27
62	30	23	39	28
63	31	24	40	28
64	31	24	40	28
65	31	25	41	29
66	32	25	41	29
67	32	26	41	29
68	32	26	42	30
69	33	27	42	30
70	33	27	42	30
71	34	28	43	31
72	34	28	43	31
73	35	29	43	31
74	35	29	43	31
75	36	30	44	31
76	36	30	44	31
77	37	31	44	32
78	38	31	44	
79	39	32	45	
80	40	32	45	
81	41	33	45	
82	41	33	45	
83	42	33	46	
84	42	34	46	
85	43	34	46	
86	43	34	46	

	,			
87	44	35	47	
88	44	35	47	
89	45	35	47	
90	46	36	48	
91	47	36	48	
92	48	36	48	
93	49	37	49	
94	50	37		
95	51	37		
96	52	37		
97	53	38		
98	54			
99	55			
100	56			
101	57			
102	57			
103	57			
104	58			
105	58			
106	58			
107	59			
108	59			
109	59			

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。 別表第20の 昇格後の号給の欄中

Γ

84		83	
84		83	
84		83	
84		84	
85	を	84	に改める。
85		84	
85		84	
85		84	
86		85	
86		85	
86		85	
86		86	
87		86	
87		86	
87		87	
87		87	
88		87	
	<u>.</u>		

附則第6項を次のように改める。

(地域手当の特例)

6 条例附則第8条の規定により条例第16条の2第2項及び条例第16条の4第1項の規定を読み替えて適用する場合における第22条の2第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、別表第17備考2中「1級地の割合」とあるのは、「1級地の割合に100分の0.3を加算した割合」とし、「3級地の割合」とあるのは「3級地の割合に100分の0.3を加算した割合」とし、同条第4項各号中「条例第16条の2第2項各号に定める割合」とあるのは、「条例第16条の2第2項各号に定める割合に100分の0.3を加算した割合」とする。附則第7項中、「第10条」を「第5条」に、「役職加算割合」を「役職加算割合又は条例附則第5条に規定する管理職加算割合」に改める。

第4条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第37条第21項中第9号を第10号とし、同項第8号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「勤務を」を「勤務」に、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号中「勤務時間条例第18条」を「勤務時間条例第20条」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(6) 勤務時間条例第20条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第43条の2中「新行政課」を「新行政課又は警察本部警務課」に改める。

別表第16の1の項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「場合に限る。)」の右に「又は勤務時間条例第18条に規定する介護休暇」を加え、同表2の項中「、勤務時間条例」を「又は勤務時間条例」に改め、「又は勤務時間条例第18条に規定する介護休暇」を削る。

第5条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

(扶養手当)

第22条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める職員は、医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員

でその職務の級が4級であるものとする。

- 2 条例第15条第2項に定める他に生計の方途がなく主としてその職員の扶養を受けている者とは、職員の 扶養を受けているもので、次の各号に掲げる要件を充たすものとする。
 - (1) その者について民間その他から扶養手当に相当するものが支給されていないこと。
 - (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年130万円程度以下であること。
 - (3) その者がその職員のほか、他の者から扶養されている場合においては、主としてその職員から扶養されていること。
 - (4) 身体又は精神に著しい障害のある者については、前3号によるほか、障害の程度が終身労務に服することができない程度であること。
- 3 条例第15条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
 - (2) 警察職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの
- 4 任命権者は、条例第16条第1項の規定による届出を受けた場合においては、扶養親族であるかどうか又は配偶者のない旨を確かめて認定しなければならない。
- 5 任命権者は、扶養親族の認定を行う場合、その他必要と認める場合においては、扶養親族としての要件 を具備しているかどうかを証明することができる書類の提出を求めることができる。
- 6 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給するものとする。

第37条第23項中「100分の40」を「100分の38.5」に、「100分の50」を「100分の48.5」に改める。 附則に次の2項を加える。

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第53号)附則第6項から第8項までの規定が適用される間の読替え)

9 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第22条第4項中「第16条第1項」とあるのは、「職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第53号)附則第6項から第8項までの規定により読み替えられた第16条第1項」とし、第22条の3第1項第2号中「第16条」とあるのは、「職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第53号)附則第6項から第8項までの規定により読み替えられた第16条」とする。

(行政職給料表の9級以上の職員に相当する職員)

- 10 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第53号)附則第第8項の規定により 読み替えられた条例第15条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
 - (2) 医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
 - ③ 警察職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第6条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のよう に改正する。

別表第7の1の款5の項第2号中「独立行政法人水産大学校(」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校(旧独立行政法人水産大学校及び」に改め、同款6の項第2号中「大学評価・学位授与機構(」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び」に改め、同項第10号中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校」に改める。

別表第9備考7中「大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。 第7条 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第43条第20項中「100分の77」を「100分の82」に、「100分の160」を「100分の170」に改め、同条第21項中「100分の37.5」を「100分の40」に改める。

別表第14第19条の4第1項第1号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級 9,000円。ただし、1号給6,984円、2号給7,051円、

3 号給7,119円、4 号給7,186円、5 号給7,263円、

6 号給7,348円、7 号給7,429円、8 号給7,510円、

9 号給7,591円、10号給7,686円、11号給7,776円、

	12号給7,866円、13号給7,956円、14号給8,055円、
	15号給8, 154円、16号給8, 253円、17号給8, 356円、
	18号給8, 473円、19号給8, 586円、20号給8, 698円、
	21号給8,811円、22号給8,887円、23号給8,964円
2 級	11,100円。ただし、1号給7,699円、2号給7,794円、
	3 号給7,888円、4 号給7,987円、5 号給8,077円、
	6 号給8, 176円、 7 号給8, 275円、 8 号給8, 374円、
	9 号給8, 478円、10号給8, 604円、11号給8, 725円、
	12号給8,847円、13号給8,977円、14号給9,054円、
	15号給9, 130円、16号給9, 207円、17号給9, 288円、
	18号給9,364円、19号給9,441円、20号給9,513円、
	21号給9,594円、22号給9,679円、23号給9,765円、
	24号給9,850円、25号給9,927円、26号給10,017円、
	27号給10,107円、28号給10,197円、29号給10,282円、
	30号給10,404円、31号給10,525円、32号給10,647円、
	33号給10,764円、34号給10,890円、35号給11,007円

別表第14第19条の4第1項第2号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	8,400円。ただし、1 号給6,984円、2 号給7,051円、 3 号給7,119円、4 号給7,186円、5 号給7,263円、 6 号給7,348円、7 号給7,429円、8 号給7,510円、 9 号給7,591円、10号給7,686円、11号給7,776円、 12号給7,866円、13号給7,956円、14号給8,055円、 15号給8,154円、16号給8,253円、17号給8,356円
2 級	11,000円。ただし、1号給7,699円、2号給7,794円、3号給7,888円、4号給7,987円、5号給8,077円、6号給8,176円、7号給8,275円、8号給8,374円、9号給8,478円、10号給8,604円、11号給8,725円、12号給8,847円、13号給8,977円、14号給9,054円、15号給9,130円、16号給9,207円、17号給9,288円、18号給9,364円、19号給9,441円、20号給9,513円、21号給9,594円、22号給9,679円、23号給9,765円、24号給9,850円、25号給9,927円、26号給10,017円、27号給10,107円、28号給10,197円、29号給10,282円、30号給10,404円、31号給10,525円、32号給10,647円、33号給10,764円、34号給10,890円

別表第15の3昇格後の号給の欄中

54
55
56
57
57

を

に改め、

ı	i	1		
	58		56	
	58		56	
	59		57	
	59		58	
	60		59	
Γ	-	· J	-	J
	66	,	65	
	66		66	
	66		66	
	66		66	
	66		66	
	67	を	66	に改める。
	67		66	
	67		67	
	67		67	
	67		67	
	68		67	
	68		67	

附則第6項を次のように改める。

(地域手当の特例)

6 条例附則第7条の規定により条例第18条の2第2項及び条例第18条の3第1項の規定を読み替えて適用する場合における第21条の2第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、別表第16備考2中「1級地の割合」とあるのは「1級地の割合に100分の0.3を加算した割合」とし、「3級地の割合」とあるのは「3級地の割合に100分の0.3を加算した割合」とし、同条第4項各号中「条例第18条の2第2項各号に定める割合」とあるのは、「条例第18条の2第2項各号に定める割合に100分の0.3を加算した割合」とする。附則第7項中、「第9条」を「第5条」に、「役職加算割合」を「役職加算割合又は条例附則第5条に規定する管理職加算割合」に改める。

第8条 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第43条第19項中第9号を第10号とし、同項第8号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「勤務を」を「勤務」に、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号中「勤務時間条例第18条」を「勤務時間条例第20条」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(6) 勤務時間条例第20条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第51条の2第2項中「新行政課」を「新行政課又は警察本部警務課」に改める。

別表第13の1の項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「場合に限る。)」の右に「又は勤務時間条例第18条に規定する介護休暇」を加え、同表2の項中「、勤務時間条例」を「又は勤務時間条例に改め、「又は勤務時間条例第18条に規定する介護休暇」を削る。

第9条 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第43条第21項中「100分の40」を「100分の38.5」に改める。

附則に次の項を加える。

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第53号)附則第9項の規定が適用される間の読替え)

9 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第21条第2項中「第18条第1項」とあるのは、「職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第53号)附則第9項の規定により読み替えられた第18条第1項」とし、第21条の3第1項第2号中「第18条」とあるのは、「職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第53号)附則第9項の規定により読み替えられた第18条」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第10条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年兵庫県人事委員会規則第4号)の一部を次のように 改正する。

第1条の8第1項中「人事委員会規則」を「その他人事委員会規則」に、「であって職員と同居しているもの」を「(第2号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。)」に改め、同条第2項第1号中「又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童」を「(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子」に改める。

第9条の4第1項第4号を次のように改める。

- (4) 当該請求に係る育児休業法第2条第1項において子に含まれるとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- 第9条の4第1項に次の1号を加える。
- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第11条の2第1項 に規定する職員に該当しなくなった場合
- 第9条の6第1項に次の2号を加える。
- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第11条の2第2項 又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合
- 第9条の9を第9条の10とし、第9条の8を第9条の9とする。

第9条の7の前の見出しを削り、同条中「前条まで」を「第9条の6まで」に、「及び第4号並びに前条第1項第3号及び第2項各号」を「から第5号まで及び第9条の6第1項第3号から第5号まで」に、「条例第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「条例第11条の2第4項に規定する要介護者」に、「第1号及び前条」を「第1号中「子」とあるのは「要介護者(第9条の8に規定する要介護者をいう。以下この条及び第9条の6において同じ。)と、第9条の6」に、「第2号及び前条」を「第2号及び第9条の6」に、「第1項から第3項まで及び第5項中「条例第11条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第11条の2第3項」と、同条第1項中「ならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第2項又は第3項」とあるのは「同項」と、前条第1項及び第2項中「条例第11条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第11条の2第3項」とあるのは「、それぞれ同条第2項に規定する公務の正常な運営を妨げるかどうか」と、同条第3項中「条例第11条の2第3項」とあるのは「同項」と、第9条の6第2項中」に改め、「、「これら」とあるのは「同項」と、第9条の6の次に次の1条を加える。

(介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限)

第9条の7 条例第11条の2第4項に規定する人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。 第17条第1項第8号中「親」の右に「(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組 の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)を含む。)」を加える。

第18条を次のように改める。

(介護休暇)

- 第18条 条例第18条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。) の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。
- 2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第5項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。
- 3 職員は、第1項の申出に基づき前項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第2項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 5 第2項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第1項の申出に基づき第2項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第3項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり第22条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 6 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。 第18条の次に次の2条を加える。
- 第18条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、 当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間)

第18条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日又は職員の子育て支援に関する条例(平成21年条例第15号)第23条第1項に規定する育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間又は当該育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

第22条の見出し中「介護休暇」の右に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の右に「又は介護時間」を、「第18条第1項」の右に「又は第18条の2第1項」を加える。

第24条の見出し中「介護休暇」の右に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の右に「又は介護時間」を加え、同条第2項中「前項の」の右に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第18条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「期間」の右に「(当該指定期間が2週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間)」を加える。

第25条第1項中「同項の」の右に「規定により介護休暇の」を加え、同条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

第27条中「第14条第2項」の右に「及び第3項」を加え、「第9条の6、第9条の7第3項」を「第9条の5、第9条の6第3項、第9条の10」に改め、「第11条第2項」の右に「、第18条第1項から第5項まで」を加える。

(職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する規則の一部改正)

第11条 職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する規則(平成20年兵庫県人事委員会規則第3号)の 一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第7条の2 条例第10条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の条例第10条の2の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

(職員の子育て支援に関する規則の一部改正)

第12条 職員の子育て支援に関する規則(平成21年兵庫県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「子」の右に「(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)」を加える。 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第4条、第8条、第10条、第12条、附則第5項から第11項まで及び第13項の規定 平成29年1月1日
 - ② 第5条、第9条、附則第12項の規定 平成29年4月1日
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第2条の規定 平成20年4月1日
 - (2) 第3条の規定による改正後の職員の給与に関する規則(以下「第3条改正後の職員給与規則」という。)の規定、第7条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則(以下「第7条改正後の教員給与規則」という。)の規定 平成28年4月1日

(経過措置)

- 3 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第3条改正後の職員給与規則又は第7条改正後の教員給与規則の規定による号給が第3条の規定による改正前の職員の給与に関する規則(以下「第3条改正前の職員給与規則」という。)又は第7条の規定による改正前の公立学校教育職員等の給与に関する規則(以下「第7条改正前の教員給与規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、第3条改正後の職員給与規則又は第7条改正後の教員給与規則の規定にかかわらず、第3条改正前の職員給与規則又は第7条改正前の教員給与規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員 (個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 5 第4条の規定による改正後の職員の給与に関する規則別表第16の規定又は第8条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則別表第13の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

(改正条例附則第11項の規定による指定期間の指定)

- 6 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第53号。以下「改正条例」という。) 附 則第11項に規定する職員の申出は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第43号)第18条第 1項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を休暇簿に記入して、 任命権者に対し行わなければならない。
- 7 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、改正条例附則第11項に規定する

初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

- 8 改正条例附則第11項に規定する職員(以下「職員」という。)は、附則第6項の申出に基づき前項若しくは 附則第10項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申 出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは附則第10項の規定により指定された指定期間を短縮し て指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望 する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 9 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 10 附則第7項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第6項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は附則第6項の申出に基づき附則第7項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第8項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年人事委員会規則第4号)第22条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(準備行為)

11 附則第6項の指定期間の指定の申出は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

12 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を次のように改正する。

第17条第1項第8号中「第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者」に、「同条第2項に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)」を「同条第1号に規定する養育里親である者のうち、同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができないもの」に改める。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

13 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成28年人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第16号。以下「改正条例」という。) 附則第2項の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第43号。以 下「勤務時間条例」という。)第4条第3項の人事委員会規則で定める者は、職員の勤務時間、休暇等に関 する規則第1条の8第1項各号に掲げる者(同項第2号に掲げる者にあっては、職員と同居しているもの に限る。)とする。
- 3 改正条例附則第2項の規定により読み替えられた勤務時間条例第4条第3項の人事委員会規則で定める職員は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則第1条の8第2項各号に掲げる職員とする。

人事委員会告示

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。 平成28年12月21日

> 兵庫県人事委員会 委員長 太 田 和 成

兵庫県人事委員会告示第4号

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項第6号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)」を「育児休業法」に改め、同号を第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条 第1項に規定する育児休業

第12条の2第1項に次の2号を加える。

- (8) 勤務時間条例第18条に規定する介護休暇
- (9) 勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間

第25条第3項中「新行政課」を「新行政課又は警察本部警務課」に改める。

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 職員の給与に関する実施規程の一部を次のように改正する。

第13条の2第2項中「第2項」を「第4項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第53号)附則第6項から第8項までの規定が適用される間の読替え)

4 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第13条の2第1項中「条例第16条第1項」とあるのは、「職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第53号)附則第6項から第8項までの規定により読み替えられた条例第16条第1項」とする。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第5号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)」を「育児休業法」に改め、同号を第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条 第1項に規定する育児休業

第12条第1項に次の2号を加える。

- (7) 勤務時間条例第18条に規定する介護休暇
- (8) 勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間

第25条第3項中「新行政課」を「新行政課又は警察本部警務課」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第4条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第53号)附則第9項の規定が適用される間の読替え)

5 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第13条の2第1項中「条例第18条第1項」とあるのは、「職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第53号)附則第9項の規定により読み替えられた条例第18条第1項」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程(平成7年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第3項第2号中「第12項」を「第11項」に改め、同条中第11項を削り、第12項を第11項とする。第3条の4第2項を削る。

第3条の5第4項中「子」の右に「(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)」を加え、「条例第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「条例第11条の2第4項に規定する要介護者」に、「同項」を「同条第3項」に改める。

第3条の8及び第3条の9中「規則第9条の7」を「規則第9条の8」に改める。

第8条を次のように改める。

(介護休暇)

第8条 規則第18条第3項の規定による指定期間の延長の指定の申出は、できる限り、指定期間の末日から 起算して1週間前の日までに行うものとし、同項の規定による指定期間の短縮の指定の申出は、できる限 り、当該申出に係る末日から起算して1週間前の日までに行うものとする。

- 2 任命権者は、規則第18条第5項の規定により指定期間を指定する場合において、規則第22条ただし書の 規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日として申出の期間又は延長申出の期間から除く日に 週休日が引き続くときは、当該週休日を除いた期間の指定期間を指定するものとする。
- 3 規則第24条第2項の「人事委員会が定める場合」は、次に掲げる場合とし、同項の「人事委員会が定める期間」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。
 - (1) 1回の指定期間の初日から末日までの期間が2週間未満である場合 当該指定期間内において初めて 介護休暇の承認を受けようとする日(以下この項において「初日請求日」という。)から当該末日まで の期間
 - (2) 1回の指定期間の初日から末日までの期間が2週間以上である場合であって、初日請求日から2週間を経過する日(以下この項において「2週間経過日」という。)が当該指定期間の末日より後の日である場合 初日請求日から当該末日までの期間
 - (3) 1回の指定期間の初日から末日までの期間が2週間以上である場合であって、2週間経過日が規則第 18条第5項の規定により指定期間として指定する期間から除かれた日である場合 初日請求日から2週間経過日前の直近の指定期間として指定された日までの期間
- 4 介護休暇の請求は、できるだけ多くの期間について一括して行うものとする。

第8条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

- 第8条の2 条例第18条の2第1項の「連続する3年の期間」は、同項に規定する一の継続する状態について初めて介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日を起算日として、民法第143条の例により計算するものとする。
- 2 第8条第4項の規定は、介護時間の請求について準用する。

第12条中「第7条第4項及び」を「第7条第5項及び第6項並びに」に、「第3条の5第3項」を「第3条の5第4項」に改め、「第3条の6第4項」の右に「、第8条第2項」を加え、「及び第3項」を「、第3項及び第4項」に改める。

別紙様式第1及び別紙様式第2を次のように改める。

別紙様式第1 (第3条の9関係)

深夜勤務·超過勤務制限請求書

	年 月 日	
次のとおり 口養育	所属 氏名 印 のため □ 深夜勤務 □ 超過勤務 (職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第11条の 2 □ 第 2 項 □ 第 3 項)	
1 請求に係る子又 は要介護者	氏 名 (続柄等:)	
	子 の 生 年 月 日 年 月 日生(□出産予定日)	1
	養子縁組の効力が生じた日 年 月 日	
2 職員の配偶者で 当該子の親であ る者の有無及び 状況	□深夜において就業している □負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が 困難である □産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産 後8週間以内である	無
3 要介護者の状態 及び具体的な介 護の内容		
4 請求に係る期間	深夜勤務 年月日から日まで日本週曜日□その他()	
(24)	超過勤務 年 月 日から の制限 □1年 □ 月(12月に満たないものに限る。)

(注)

1について

- ① 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が職員の 勤務時間、休暇等に関する規則第9条の4第1項第4号に規定する特別養子縁組の成立前の監 護対象者等に該当する場合にあっては、その事実。)を記入する。
- ② 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の□に√点を記入する。

2について

- ① この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入する。
- ② 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。

3について

この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。

4について

子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する 日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求する。 別紙様式第2(第3条の9関係)

育児又は介護の状況変	変 更 届
	年 月 日
様	
	所 属 氏 名 印
次のとおり (口深夜勤務) の制限に係る (口子の記) (口子の記) (口超過勤務) (口要介語)	養育 の状況について変更が 護者の介護
生じたので届け出ます。	
1 届出の理由	
(1) 養育の状況の変更	
□ 子が死亡した	
□ 職員の子でなくなった	
(□ 離縁 □ 養子縁組の取消し □ 家事 □ 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定に	
□ 同居しなくなった	
□ 職員の配偶者で子の親であるものが深夜におい に該当することとなった	いて常態として当該子を養育できる者
□ 上記以外の事由により請求できる職員に該当し	なくなった
(理由:)
(2) 介護の状況の変更	
□ 要介護者が死亡した	
□ 要介護者と職員との親族関係が消滅した	
(消滅の理由:)
2 届出の事実が発生した日	
年 月 日	

別紙様式第5中「介護休暇」の右に「、介護時間」を加える。
附 則 この告示は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から
施行する。